

神奈川県意思決定支援実践研修事業費補助金交付要領

様式記載例

第1号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

令和〇年度意思決定支援実践研修事業費補助金交付決定通知書

福子総第 12345 号

令和〇年6月〇日

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 様

神奈川県知事 黒岩 祐治 印

令和〇年5月31日付けで申請のありました令和〇年度意思決定支援実践研修事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

- 1 補助事業名 意思決定支援実践研修事業費補助
- 2 補助金額 210,000円
- 3 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は令和〇年5月31日付けで申請のあった事業とし、その内容及び補助事業の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業ごとに20%以内の減額変更については、この限りではありません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算額を徴収することがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反

したとき

- (6) この補助金は、交付決定通知及び事業実績報告書（第5号様式）に基づき、補助事業終了後精算するものとします。
- (7) その他、規則及び意思決定支援実践研修事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。
- 4 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に要綱の別表2に定める書類を添えて、当該補助事業完了の日から30日を経過した日までに、知事に提出しなければなりません。また、この際に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなき場合は、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。この精算の結果、補助金に残額が生じた場合は、速やかに返還しなければなりません。**完了日は3月31日とし、報告書提出期限は4月30日までとする。**
- 5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を10年間保管しなければなりません。また、保存期間が終了しない間に団体を解散させる場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
- 6 要綱第12条に規定する届出事項の変更をした場合は、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日まで申請の取り下げをすることができます。
- 8 規則の定めにより知事に提出する書類の部数は一部とします。

問合せ先

福祉子どもみらい局 共生推進本部室



電話 045-285-0554（直通）

F A X 045-210-8854

※内容に応じて適時修正すること

意思決定支援実践研修事業費補助金変更（中止、廃止）承認決定通知書

福子総第 23456 号

令和〇年6月〇日

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 様

神奈川県知事 黒岩 祐治 印

令和〇年5月31日付けで申請のありました令和〇年度意思決定支援実践研修事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請については、次のとおり変更（中止、**廃止**）を承認しましたので、要領第6条の規定により通知します。

- 1 補助事業名 意思決定支援実践研修事業費補助
- 2 変更（中止、廃止）内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後
意思決定支援実践研修	参加利用者（3名） A. Bさん C. Dさん E. Fさん	参加利用者（2名） A. Bさん C. Dさん

長期入院や死亡等で補助要件（参加利用者数）を満たさなくなり、補助金活用を廃止する場合の記載（通常の変更は、第5号様式の県の受理をもって完了する（県から通知の発出は行わない。））

問合せ先

福祉子どもみらい局 共生推進本部室



電話 045-285-0554（直通）

FAX 045-210-8854

令和〇年度意思決定支援実践研修事業費補助金変更交付決定通知書

福子総第 34567 号

令和〇年8月〇日

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 様

神奈川県知事 黒岩 祐治 印

令和〇年7月15日付けで変更交付申請のありました令和〇年度意思決定支援実践研修事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり変更交付決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助事業名 意思決定支援実践研修事業費補助

2 変更補助金額 280,000円

3 補助条件 **要領第4号様式「意思決定支援実践研修事業費補助金変更交付申請書」で決定を受けた額**

- (1) この補助金の対象となる事業は令和〇年5月31日付けで申請のあった事業とし、その内容及び補助事業の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業ごとに20%以内の減額変更については、この限りではありません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算額を徴収することがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき

- (6) この補助金は、交付決定通知及び事業実績報告書（第5号様式）に基づき、補助事業終了後精算するものとします。
 - (7) その他、規則及び意思決定支援実践研修事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。
- 4 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に要綱の別表2に定める書類を添えて、当該補助事業完了の日から30日を経過した日までに、知事に提出しなければなりません。また、この際に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなき場合は、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。この精算の結果、補助金に残額が生じた場合は、速やかに返還しなければなりません。
 - 5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を10年間保管しなければなりません。また、保存期間が終了しない間に団体を解散させる場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
 - 6 要綱第12条に規定する届出事項の変更をした場合は、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。
 - 7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日まで申請の取り下げをすることができます。
 - 8 規則の定めにより知事に提出する書類の部数は一部とします。

問合せ先

福祉子どもみらい局 共生推進本部室



電話 045-285-0554（直通）

F A X 045-210-8854

※内容に応じて適時修正すること

令和〇年度意思決定支援実践研修事業費補助金額確定通知書

福子総第 67890 号

令和〇年6月〇〇日

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 様

神奈川県知事 黒岩 祐治 

令和〇年6月〇〇日福子第12345号で交付決定した令和〇年度意思決定支援実践研修事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第13条の規定により次のとおり額の確定をしたので、要領第8条の規定により通知します。

- 1 補助事業名 意思決定支援実践研修事業費補助
- 2 確定補助金額 210,000 円

問合せ先

福祉子どもみらい局 共生推進本部室



電話 045-285-0554（直通）

FAX 045-210-8854

※内容に応じて適時修正すること

神奈川県知事 様

所在地 厚木市〇〇町1-2-3
 届出者 社会福祉法人〇〇福祉会
 代表者 理事長 神奈川 太郎

変更届

下記の通り意思決定支援実践研修事業費補助に関して変更されたので届け出ます。

変更前	変更後	変更事由発生日	変更理由
参加利用者 (3名) A. Bさん 職員: ○■、▲× C. Dさん 職員: △×、×○ <u>E. Fさん</u> 職員: ○□、△×	参加利用者 (3名) A. Bさん 職員: ○■、▲× C. Dさん 職員: △×、×○ <u>X. Yさん</u> 職員: ●×、▲●	令和〇年8月1日	E. Fさんは(疾病名)で入院することとなり、復帰まで長期間かかると判断したため

参加利用者に変更があった場合、担当職員も併せて変更記載すること

※上記変更については別紙とすることも可

【本件責任者及び担当者】

	職・氏名	電話番号	メールアドレス
責任者	園長 〇〇 〇〇	045-12-345	aaa@bb.jp
担当者	サービス管理責任者 ○ △□	045-12-345	aaa@bb.jp

※上記責任者等を記載の場合は押印不要